

「宇和島市の地方創生」推進に向けた連携と協力に関する協定書

宇和島市（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、「宇和島市の地方創生」を推進することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携、協力する。具体的な取組の実施にあたっては、必要に応じて乙が契約する代理店が支援・協力を行う。

- (1) 宇和島市の目指す「人や地域、まちが元気になる魅力的なうわじまづくり」に基づく取組に関する事項
- (2) 宇和島市の地域経済の活性化に関する事項
- (3) 防災・減災対策など宇和島市の安心・安全に関する事項
- (4) 移住・定住の促進に関する事項
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（取組内容及び実施方法）

第3条 連携及び協力事項に係る具体的な取組内容については、その都度甲乙間にて協議の上、決定する。

2 前項の取組内容について、甲及び乙は定期的に取り組状況などを確認する。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について相手方との間において守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙のいずれからも書面による協定の終了の申し出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有する。

令和 3 年 3 月 1 日

甲：愛媛県宇和島市曙町1番地

宇和島市  
宇和島市長

岡原文彰

乙：愛媛県松山市2丁目1-7

東京海上日動火災保険株式会社  
愛媛支店長

伊藤 茂喜